

2014年度（第40回）
香川県アマチュアゴルフ選手権予選競技

開催日 : 平成26年4月3日（木）
開催コース : 高松カントリー倶楽部

主催 香川県ゴルフ協会
共催 四国ゴルフ連盟
後援 四国新聞社

JGAゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則Iの規定は最新のゴルフ規則が適用される。
ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き
ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(C)1b』を適用する。

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(C)1a』を適用する。

5. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成された成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付I(C)5b』を適用する。

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間でいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7にきめられているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中断と再開の合図について

- a. 通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
- b. 険悪な気象状況に：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。
よる即時中断
- c. プレーの再開 : 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。及び競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移 動

本競技では、プレーヤーのゴルフカートの使用および乗車を認める。但し、ゴルフカートはプレーヤーの携帯品の一部とする。

(1) 1台のカートを共有する場合は、カートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持主であるプレーヤーの携帯品とみなす。

但し、そのカートを共用しているプレーヤーの1人が運転（操作）していた時は、カートを運転していたプレーヤーの携帯品とみなす。

(2) プレーヤー以外（またはプレーヤーの指名の人以外）のカートのプレー中（正規のラウンド中）の運転を禁止する。

9. キャディ

正規のラウンド中、指定するホール以外は競技者のキャディ使用を禁止する。(1番～9番のみキャディ付)
この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(C)2』を適用する。

10. スコアカードの提出

本予選競技においては、提出ボックス方式を採用する。

11. 使用ティマーカー

コンペティションマークを使用する。

《裏面に続く》

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地 (規則25-1)
 - a. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
 - b. 12番ホールの予備グリーンはプレー禁止の修理地 (スルーザグリーン) とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は規則25-1(i)の救済を受けなければならない。
3. ラテラルウォーターハザード(規則26-1)
ラテラルウォーターハザードは赤杭及び赤線をもつてその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物 (規則24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝及び白線で囲っている区域
(その道路の一部とみなす、わだち跡を含む)
 - c. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。
5. 電磁誘導カート道路
電磁誘導カート用の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者は規則24-2 b (i)の救済を受けなければならない。
6. 識別できるように添木をしてある若木の保護
そのような若木がプレーヤーのスタンスやスイングの区域の妨げとなる場合は『ゴルフ規則付 I (B)3』を適用する。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 本予選競技においては、距離計測器等の使用は認めておりませんので充分にご注意願います。
4. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。尚裁定14-3/18についてはこの限りではないが、他の規則違反とならない様に充分注意する事。尚カートに設置している携帯電話は無線機として扱い、緊急時の連絡にはこれを最優先にて使用すること。
5. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 松岡 孝雄